

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場 所

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階「ソレイユ」
（末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

議 案 取締役5名選任の件

第 87 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

目 次

第87期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	12
計算書類	27
監査報告	31
第87期定時株主総会会場ご案内略図	

〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使をご活用いただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈お土産の廃止について〉

昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

経営理念

1. 社会に価値ある製品を

常に社会の求める製品の創造につとめ
よりよい品質によって社会の発展に貢献する

2. 企業に利益と繁栄を

常に衆知を集めて企業の繁栄をめざし利益の確保につとめ
社会的責任を全うする

3. 社員に幸福と安定を

常に新たな英気をもって未来をみつめ信頼と協調によって
社員の幸福と安定したくらしをはかる

時代がどのように変わろうとも、三社電機製作所の最も重要な社会的責任は、メーカーとして社会に価値ある「モノづくり」にあります。

「モノづくり」を通じ、お客様の満足を実現し、利益を生み出すことで、企業の持続的成長があるとの視点に立ち、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、発展していくことを目指しております。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansha.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

1. 事業報告の「会社の体制および方針」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansha.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎株主様ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意願います。

株 主 各 位

大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号
株式会社三社電機製作所
取締役社長 吉 村 元

第87期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の株主総会につきましては、当日のご出席をお控えいただき、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階「ソレイユ」
(末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第87期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日(木曜日) 午後5時10分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月24日(木曜日) 午後5時10分到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。

日時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

場所 ホテルメルパルク大阪 4階「ソレイユ」

(末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。)

議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットと書面(郵送)により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は、取締役の選任基準に基づき、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役に決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員選任基準および独立性の判断基準」を満たしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況	取締役会の出席状況
1	よしむら はじめ 吉村元 再任	代表取締役社長	100% (14/14回)
2	ふじわら まさき 藤原正樹 再任	取締役専務執行役員 経営企画本部長 株式会社クボタ社外監査役	100% (14/14回)
3	ずもと ひろし 頭本博司 新任	常務執行役員 半導体事業統括 兼 半導体製造本部長 三社電機（上海）有限公司董事長	—
4	うの あきら 宇野輝 再任 独立役員 社外取締役	社外取締役 橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学大学院経済学研究科特任教授（経済学博士） DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー	100% (14/14回)
5	い ないち 伊奈功一 再任 独立役員 社外取締役	社外取締役 株式会社クボタ社外取締役 一般社団法人中部産業連盟会長	100% (14/14回)

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、株主代表訴訟担保特約条項に関しては各取締役個人負担とし、その他は会社が負担しております。

候補者番号

1

よし むら
吉村はじむ
元

(1954年1月10日生:満67歳)

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1976年4月	松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社	2014年8月	当社顧問
2001年1月	株式会社松下電工米国研究所副社長	2015年1月	当社副社長執行役員全社統括担当
2007年4月	松下電工株式会社執行役員照明デバイス開発事業部長	2015年6月	当社取締役副社長執行役員企画本部担当
2007年6月	SUNX株式会社（現パナソニックデバイスSUNX株式会社）取締役社長	2017年6月	当社代表取締役副社長執行役員
2012年6月	パナソニックエコシステムズ株式会社代表取締役社長 パナソニック株式会社エコソリューションズ社常務	2018年4月	当社代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社の株式数	19,300株
■ 取締役会の出席状況	14/14回
■ 取締役在任年数（本総会終結時）	6年

取締役候補者とした理由

吉村元氏は、パナソニックグループにおいて経営者として培った豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらには、同グループにおいて海外現地法人副社長も経験し、グローバル経営への知見も豊富であります。また、2018年4月1日に当社代表取締役社長就任以降、「Global Power Solution Partner」をキーワードとし、企業価値の向上に向けて成長戦略および経営改革を推進しております。今後の当社グループの持続的成長とさらなる発展を確実なものにするために、同氏のリーダーシップのもと、経営にあたるのが妥当であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

ふじ わら まさ き
藤原正樹

(1953年12月23日生:満67歳)

再任

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1977年 4月	松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社	2010年 5月	パナソニック保険サービス株式会社 代表取締役社長
2000年 1月	マレーシア松下テレビCo.,Ltd.管理部門担当取締役	2014年 3月	当社顧問
2004年11月	松下電器産業株式会社技術経理センター所長	2014年 6月	当社取締役専務執行役員管理本部長
2006年12月	同社パナソニックAVCネットワークス社経理センター所長	2018年 3月	株式会社クボタ社外監査役 (現任)
		2018年 4月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社クボタ社外監査役

■ 所有する当社の株式数 13,400株

■ 取締役会への出席状況 14/14回

■ 取締役在任年数 (本総会最終時) 7年

取締役候補者とした理由

藤原正樹氏は、パナソニックグループにおいて、経営者として培った豊富な経営経験と管理に関する幅広い知見を有しております。さらには、同グループにおいて海外現地法人取締役も経験し、グローバルな視点を有しております。2014年6月に当社取締役就任以降、管理部門・経営企画部門を統括し、適切な役割を果たしております。その豊富な経験を今後の当社グループの事業展開において十分に発揮できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

ず もと ひろ し
頭本博司

(1959年4月18日生:満62歳)

新任

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1982年 4月	当社入社	2018年 4月	当社常務執行役員半導体製造本部長
2005年 5月	当社生産技術部長	2020年 4月	当社常務執行役員半導体事業統括兼半導体製造本部長 (現任)
2011年 9月	当社岡山工場長	2020年 5月	三社電機 (上海) 有限公司董事長 (現任)
2012年 4月	当社執行役員半導体製造本部長兼岡山工場長		

(重要な兼職の状況)

三社電機 (上海) 有限公司董事長

■ 所有する当社の株式数 6,000株

取締役候補者とした理由

頭本博司氏は、入社以来、生産技術担当として当社全ての工場における生産性の向上、生産体制の強化に携わってまいりました。2012年4月からは執行役員として半導体製造本部長を務め、2020年4月からは半導体事業統括として、当社の半導体事業の開発部門、製造部門、営業部門を統括し、事業推進に取り組んでおります。今後も成長戦略を実行し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、同氏の豊富な経験と知見の活用が必要であると判断したため、同氏を新たに取締役候補者としたしました。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1966年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2003年6月	SMB Cコンサルティング株式会社 代表取締役会長兼会長執行役員
1993年6月	同行取締役人形町支店長	2006年2月	日本郵政株式会社執行役員
1996年2月	株式会社住友クレジットサービス代 表取締役専務	2007年10月	株式会社ゆうちょ銀行常務執行役
2000年6月	同社代表取締役副社長	2009年6月	橋本総業株式会社（現橋本総業ホー ルディングス株式会社）社外取締役 （現任）
2001年4月	合併により三井住友カード株式会社 代表取締役副社長	2009年8月	当社特別顧問
		2014年6月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役
 京都大学大学院経済学研究科特任教授（経済学博士）
 DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー

所有する当社の株式数	10,200株
取締役会の出席状況	14/14回
社外取締役在任年数（本総会終結時）	7年

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇野輝氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、多くの企業での経営者としての豊富な経験と知見を有しております。現在、当社の社外取締役ならびに指名・報酬諮問委員会の委員長であり、当社取締役会において当社グループの成長戦略および経営改革に関して指摘・助言を行うなど、意思決定機能および監督機能の役割を果たしております。今後も当社の経営監督を担う立場として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者の兼職先と当社との間の特別な利害関係等

宇野輝氏の兼職先である橋本総業ホールディングス株式会社、京都大学およびDMG森精機株式会社と当社とは特別な関係はありません。

責任限定契約について

当社と宇野輝氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

独立役員としての届出について

宇野輝氏は過去に当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行（入行時は株式会社住友銀行）および、同行の関係会社において2006年2月まで業務執行者でありましたが、同行との取引は一般的な契約に基づくものであり、かつ退職後15年が経過し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、当社は宇野輝氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1973年4月	トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2010年6月	同社代表取締役社長
2002年6月	同社取締役	2013年6月	同社代表取締役会長
2007年6月	同社専務取締役	2015年6月	株式会社クボタ社外取締役（現任）
2009年6月	同社顧問 ダイハツ工業株式会社取締役副社長	2016年6月	ダイハツ工業株式会社相談役
		2019年6月	当社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社クボタ社外取締役
一般社団法人中部産業連盟会長

■ 所有する当社の株式数 15,800株

■ 取締役会の出席状況 14/14回

■ 社外取締役在任年数（本総会最終時） 2年

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊奈功一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、日本を代表する自動車メーカーでの経営者、また、技術者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在、当社の社外取締役ならびに指名・報酬諮問委員会の委員として、当社取締役会において当社グループの成長戦略および経営改革に関して指摘・助言を行うなど、意思決定機能および監督機能の役割を果たしております。今後も当社の経営監督を担う立場として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者の兼職先と当社との間の特別な利害関係等

伊奈功一氏の兼職先である株式会社クボタおよび一般社団法人中部産業連盟と当社とは特別な関係はありません。

過去5年間における他社の役員在任中の不当な業務執行等の事実、発生予防、事後対応等

伊奈功一氏は、2015年6月より株式会社クボタの社外取締役に就任し現在に至っております。同社は2018年11月に鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを公表いたしました。同氏は当該問題が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会等でコンプライアンス、法令順守の視点に立った提言を行ってまいりました。当該事実の認識後は、徹底した原因の究明や再発防止、検査体制の見直しを指示するなどその責務を果たしております。

責任限定契約について

当社と伊奈功一氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再選が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

独立役員としての届出について

当社は伊奈功一氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

〈ご参考〉

I. 取締役・監査役の選解任基準について

【選任基準】

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 取締役・監査役としての責務・役割を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること
5. 法令上求められる取締役・監査役の適格要件を満たしていること
6. 社外取締役・監査役候補者については当社の独立性に関する判断基準を満たしていること
7. 当該取締役候補者が選任されることで、経験や専門性の多様性を保持し、取締役会がその機能を最も効率的・効果的に発揮できるとともに、経営の監督が全社に行き届くようバランスがとれること
8. 当該監査役候補者が選任されることで、知識・経験・専門能力のバランスがとれること
なお、監査役のうち、最低1名は、財務および会計に関して相当の知見を有すること

【解任基準】

1. 法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合
2. 選任基準から著しく逸脱した事実が認められた場合
3. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
4. その他職務の適切な遂行が困難と認められる事由が生じた場合

II. 当社の社外役員選任基準および独立性の判断基準について

【社外役員の選任基準】

1. 人格に優れ、高い倫理観を有し、心身ともに健康であること
2. 事業運営、会社経営、法律、会計等の分野における高度な専門知識や豊富な経験を有していること
3. 取締役会等への参加のための十分な時間が確保でき、その職務を遂行する資質を有していること
4. 法令上求められる役員としての適格要件を満たしていること

【独立性に関する判断基準】

次の事項のいずれにも該当しない社外役員を「独立役員」とすることができる

1. 現在または過去において当社グループの業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（取引金額が直近事業年度における年間連結売上高の1%を超える支払いを行っている販売先および仕入先）またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
3. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円（過去3年間の平均）を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士等
5. 当社グループの会計監査を行う監査法人の所属員または当社グループの監査業務を実際に担当していた者
6. 当社の直近の株主名簿において、持株比率が10%以上の大株主および大株主である団体ならびにその団体グループの業務執行者
7. 過去3年間に於いて上記2から5までに該当した者ならびに1から6の業務執行者の配偶者または二親等以内の親族

Ⅲ. 役員構成〔議案が承認されたのちの経営体制（予定）〕

氏名	独立性	当社が特に期待する知見・経験						
		企業経営	経営戦略	当事業に関する知見	生産技術・研究開発	財務会計 税務・金融	法務	海外駐在 経験
取締役	吉村 元	●	●	●	●			●
	藤原 正樹	●	●	●		●		●
	頭本 博司		●	●	●			
	宇野 輝	●	●			●		
	伊奈 功一	●	●			●		
監査役	北野 市郎			●	●			●
	榮川 和広	●	●				●	
	梨岡 英理子	●	●			●		

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、各国の経済成長を阻害する要因となりました。当社グループを取り巻く環境も、年度後半には、一部の地域・業種・用途での需要回復があったものの、特に年度前半の取引先による設備投資の延期・見合わせなどが大きく影響する結果となりました。

このような状況のなか、当社グループは、新たな取引先・用途の開拓による販売機会の獲得に注力するとともに、外注政策の見直しなど原価の低減、全社をあげた経費抑制に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高194億3千6百万円(前期比11.2%減少)となりました。一方、上記の収支改善の取り組みにより、営業利益は4億1千6百万円(前期比62.4%増加)、経常利益は4億4千1百万円(前期比81.4%増加)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、遊休資産の売却による特別利益を計上したこともあり、4億9千7百万円(前期は6億8千万円の損失)となりました。

(2) 事業の種類別セグメントの状況

半導体事業におきましては、年度前半は取引先の需要減少、新製品の評価の遅れなどから販売が低迷いたしました。第3四半期から受注が改善し、第4四半期には売上を伸長させることができました。特に中国の工作機械の回復が顕著に影響を及ぼし、FA関連の需要が伸長いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は57億9百万円(前期比0.4%増加)となりました。セグメント利益は、前期から進めてまいりました外注政策の見直しによる原価低減および固定費の削減により、1億7千2百万円(前期は3億6千8百万円の損失)となりました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

電源機器事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、取引先の設備投資の延期や見合わせが多く見られました。前期の売上高を牽引していたリチウムイオン電池の電極材向けの銅箔生成用電源等の大型電源の需要が減速し、また、小型組込電源についても取引先の生産調整などにより販売が減少いたしました。一方、年度後半には電子部品等の表面処理用の電源や無停電電源装置などの一部用途では売上を伸長することができました。

以上の結果、当セグメントの売上高は137億2千7百万円(前期比15.2%減少)となりました。セグメント利益は、固定費削減等の施策を実施いたしましたが、売上減少の影響を吸収できず、2億4千4百万円(前期比60.9%減少)となりました。

事業の種類別セグメントの売上高

区 分	第 86 期		第 87 期 (当連結会計年度)	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
半 導 体 事 業	5,688	26.0	5,709	29.4
電 源 機 器 事 業	16,186	74.0	13,727	70.6
合 計	21,875	100.0	19,436	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、3億5千9百万円であります。

その主なものは、当社の半導体事業における新製品、生産能力増強に関する設備投資額2億9百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当期において重要な資金調達はありません。

(5) 重要な組織再編等の状況

当期において重要な組織再編等はありません。

(6) 企業集団の財産および損益の状況

区 分		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
		第 84 期	第 85 期	第 86 期	第 87 期 (当連結会計年度)
売 上 高	(百万円)	23,717	24,369	21,875	19,436
経 常 利 益	(百万円)	1,480	1,804	243	441
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純 損 失 (△)	(百万円)	1,065	1,339	△680	497
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純 損 失 (△)	(円)	73.48	93.44	△48.22	35.42
総 資 産	(百万円)	27,817	28,532	24,051	24,846
純 資 産	(百万円)	19,314	19,952	18,489	19,336
1株当たり純資産額	(円)	1,332.69	1,410.77	1,316.15	1,376.49

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、円単位の記載金額は、小数点3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、自己株式控除後の株式数を使用しております。

(7) 対処すべき課題

〔経営方針〕

当社グループは創業以来、パワーエレクトロニクスの分野において社会が必要とする製品をメーカーとして真摯に提供し続けることを実践しています。当社グループは、産業用の用途とともに、社会インフラに欠かせない電力エネルギーを高効率に変換する技術を培い、パワー半導体ならびに小型カスタム電源から大型電源機器までを開発・製造しております。当社グループは、これからの地球の未来を支える電気、その姿を効率よく、自在にカタチを変えることでクリーンエネルギー社会の実現に向け貢献してまいります。

当社グループは、10年後のありたい姿を次のように掲げております。

10年後のありたい姿 : Global Power Solution Partner

- ・創業以来の強みのパワーエレクトロニクス関連技術は世界トップレベルにまで磨かれている
- ・パワーエレクトロニクス関連技術を武器にお客様の困りごとを徹底的に掘り起こし解決している
- ・目線はグローバル。全地球規模で事業を展開している
- ・誠実さと品質に対し抜群の信頼感を社会から得ている

現在は、安定的な事業成長を実現する基本戦略を一段と推し進めるべく中期経営計画「CG23」（2022年3月期から2024年3月期までの3ヵ年）を策定し、推進中であります。

〔前中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）の振り返り〕

前中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）では、次の4つのテーマに沿った取り組みを推進してまいりました。

①グローバル展開 ②新規の事業領域への展開 ③既存の事業領域の深耕 ④事業基盤強化

具体的には、燃料電池評価用パワーコンディショナーの開発、パワー半導体トランスファーマーモールドのラインナップ拡充に加え、SiC-MOSFETモジュールの量産を開始し、拡販に努めました。また、名古屋市に中部営業所、石川県金沢市に北陸事務所を開設し、サービスネットワークの充実を図りました。

しかしながら、米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の影響による顧客の設備投資が減少するなど、厳しい事業環境が続き、中期経営計画業績目標は未達となりました。

〔新中期経営計画「CG23」（2022年3月期～2024年3月期）〕

CG23
Change to Growth 2023

Change to Growth

スローガン

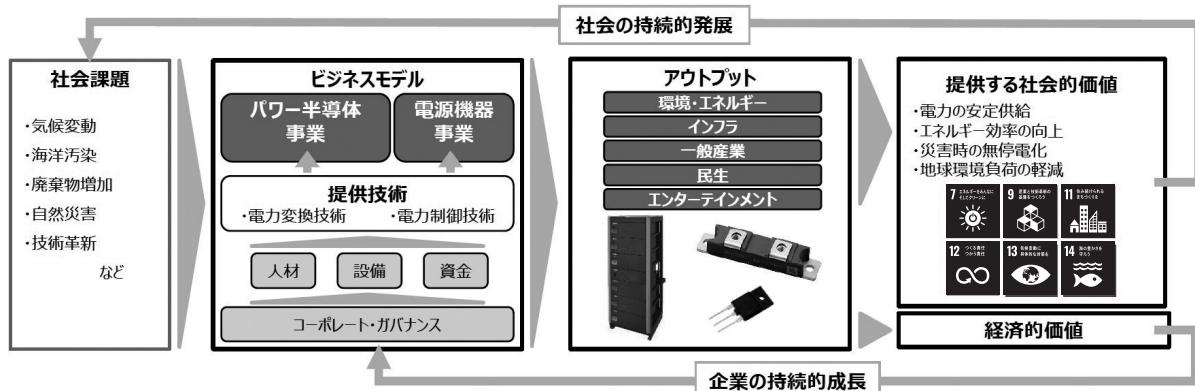
～ 三社電機グループは、社会とともに持続的な成長と発展に向けた取り組みを推進します ～

新中期経営計画では、当社グループの経営理念「社会に価値ある製品を」のもとに以下の2つの基本方針を掲げ、重点施策を推進してまいります。また、お客様の声を聴き、期待にお応えする唯一無二のパートナーであり続ける企業となるために「Global Power Solution Partner（グローバル・パワー・ソリューション・パートナー）」を目指し、電力変換・制御技術を生かした製品の開発を通じて、グローバル目線で“脱炭素社会の実現”など社会課題の解決に貢献するとともに、安心・安全な製品・サービスを提供してまいります。

基本方針：

- ・社会課題解決に貢献
- ・持続的な成長に向けた変革

さらに、当社グループの理念・ビジョンおよびこれらに基づく取り組みは、2015年に国連で提唱されたSDGs（持続可能な開発目標）と綿密な関係があります。今後も当社グループの技術を最大限に活用し、エネルギー効率の改善、再生可能エネルギー、気候変動、海洋汚染、災害対応などの社会課題を解決することでSDGsの達成に貢献し、サステナブルな社会の実現と当社グループの持続的な成長を目指します。



各事業の重点項目は次のとおりです。

半導体事業

事業方針：高電流・高耐圧、高効率、高信頼性の追求でシェアアップを目指す

重点施策

- ① 高電流・高耐圧、高効率、高信頼性をコンセプトにした商品ラインナップの拡充
メサ技術の特長である高耐圧に加え、CO₂排出量削減に貢献できるように、低リーク電流・低損失、低環境負荷をコンセプトとしたラインナップ充実を図っていく計画です。

SiCパワーモジュールにつきましては、当社の特長である高信頼性大型トランスファーモールドパッケージ[※]でラインナップを充実させ、新たな用途に展開するなど拡販に努めます。

※トランスファーモールドとは、熱硬化性樹脂の成型法の一つで、材料を加熱して軟化させてから金型へ圧入することで成形加工する方法です。

- ② スマートファクトリーを目指す

主要工程に自動化設備を導入し、生産効率を向上させるとともに、バラツキによる工程不良発生根絶を目指します。

また、開発・設計部門では、構造の最適化・標準化を行い、部材の標準化、設計の効率化をはかってまいります。

さらに、工程情報と半導体統括管理システムの連携強化により、生産工程を「見える化」し、原材料調達ならびに在庫管理の仕組みを一元管理することでQCD（品質・コスト・納期）のさらなる改善を行い、岡山工場の生産活動ポリシーである「お客様のご要望にお応えしたオンリーワン製品を独自技術で必要なときにタイムリーにお届けする。」を実現してまいります。

電源機器事業

事業方針：水素・新エネルギー分野の拡大と基盤分野の強化

重点施策

① 水素・新エネルギー、環境分野の拡大

脱炭素社会の実現に向けて、水素エネルギー・新エネルギーの活用が期待されています。当社グループは、以前から太陽光発電システムに使用するパワーコンディショナーを開発・製造し、多くのお客様に納入してきましたが、2022年3月期からの中期経営計画では、太陽光パワーコンディショナーで培った技術を継承し、新たな技術を加え、燃料電池や蓄電池用のパワーコンディショナー開発に注力してまいります。

また、再生可能エネルギーを主力電源にするには、電気を貯めて調整する蓄電池を利用する技術が不可欠となり、開発・実用化が進められています。当社グループは、蓄電池・燃料電池の性能試験・評価用の電源を開発し、提供してまいります。

② 基盤分野の強化

国内シェアNo.1[※]の表面処理用電源は、通信規格「5G」対応のスマートフォン市場拡大、EV市場拡大から、プリント基板や電子部品関連、アルマイト設備の需要を見込み、電力変換効率を向上させた新製品の開発を行い、販売を強化してまいります。リチウムイオン電池の負極材で使われる銅箔の生成用電源においても、従来品に比べて高効率型を提供してまいります。

また、一瞬たりとも電圧低下や停電が許されないデータセンターやインフラ設備などで使用されている無停電電源装置（UPS）は、自然災害により頻発する停電などに対し、業種や事業規模、地域を問わず備えるべき設備との考えから、幅広くニーズにお応えしてまいります。

※一般社団法人日本表面処理機材工業会「2018年度電源販売動態統計」より

③ 電源機器の単体販売からソリューション販売

2012年、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによってつくられた電気を電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT）がスタートいたしました。買取価格の大幅な下落に伴い、発電した電気を売却せず自家消費する時代へ移る傾向にあり、これを背景に、蓄電池の需要が着実に増加すると予想されています。当社グループは、蓄電池用パワーコンディショナー単体だけでなく、蓄電池制御やネットワーク機能などを組み合わせたシステム提案を行ってまいります。

また、子会社の三社ソリューションサービスでは、保守サポート体制を整備し、顧客リレーションシップを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サンレックスコーポレーション	2,510千US\$	100.0%	半導体素子、電源機器の販売
サンレックスリミテッド	7,000千HK\$	100.0%	海外部材の調達、 半導体素子、電源機器の販売
サンレックスアジア パシフィックP.T.E.L.T.D.	381千US\$	100.0%	半導体素子、電源機器の販売
三社電機（上海）有限公司	250千US\$	100.0%	半導体素子の販売
三社電機（広東）有限公司	23,677千円	100.0%	電源機器の製造販売
株式会社三社ソリューションサービス	50,000千円	100.0%	機器据付試運転、修理、保守、施工請負、電源機器およびそのシステムの販売
株式会社三社電機イースタン	350,000千円	100.0%	電源装置等の電子機器の製造販売
東莞伊斯丹電子有限公司	35,569千円	100.0% (100.0%)	電源装置等の電子機器の製造販売

(注) 1. 議決権比率の()内の数字は、間接保有する議決権比率を内数で記載しております。

2. 株式会社三社電機イースタンは、2021年4月1日付で株式会社諏訪三社電機に商号を変更しております。

(9) 主要な事業セグメント (2021年3月31日現在)

下記製品の製造販売

半導体素子：ダイオード・サイリスタ・トライアックのモジュール製品およびディスクリット製品

電源機器：直流電源、表面処理用電源、交流無停電電源装置、電動機制御用電源、電気炉用電源、調光装置、光源機器用電源、洗浄機、アーク溶接機、歯科用機器、交流電源装置

(10) 主要拠点等 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社 : (大阪市東淀川区)
支店および営業所 : 東京支店 (東京都台東区)
: 中部営業所 (名古屋市東区)
: 九州営業所 (福岡市博多区)
: ソウル支店 (韓国)
: 台北支店 (台湾)
: ヘルシンキ支店 (フィンランド)
工 場 : 滋賀工場 (滋賀県守山市)
: 岡山工場 (岡山県勝田郡奈義町)
研 究 所 : (大阪市東淀川区)

② 子会社

サンレックスコーポレーション : 本社 (アメリカ)
サンレックスリミテッド : 本社 (香港)
サンレックスアジアパシフィックPTE.LTD. : 本社 (シンガポール)
三社電機 (上海) 有限公司 : 本社 (中国)
三社電機 (広東) 有限公司 : 本社・工場 (中国)
株式会社三社ソリューションサービス : 本社 (大阪市東淀川区)
株式会社三社電機イースタン : 本社・工場 (長野県茅野市)
東莞伊斯丹電子有限公司 : 本社・工場 (中国)

(注) 株式会社三社電機イースタンは、2021年4月1日付で株式会社諏訪三社電機に商号を変更しております。

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況（2021年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比
半導体事業	246名	2名増
電源機器事業	1,012名	23名減
全社（共通）	123名	—
合 計	1,381名	21名減

（注）臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況（2021年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比	平 均 年 齢	平均勤続年数
合 計	678名	6名減	45.8歳	19.3年

（注）臨時従業員は含まれておりません。

(12) 主要な借入先および借入額（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 42,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,950,000株 (自己株式902,122株含む)
- (3) 株主数 5,698名 (前期末比95名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
パナソニック株式会社	3,364	23.95
合同会社みやしろ	758	5.40
三社電機従業員持株会	382	2.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	339	2.41
四方 邦夫	330	2.35
三井住友信託銀行株式会社	326	2.32
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	325	2.32
株式会社池田泉州銀行	314	2.24
森田 幸也	300	2.14
株式会社三井住友銀行	280	1.99

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を902,122株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を除いて算出し、小数点3位以下を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	四 方 邦 夫		
代表取締役社長	吉 村 元	取締役会議長 指名・報酬諮問委員会委員	
取 締 役 専務執行役員	藤 原 正 樹	経営企画本部長 指名・報酬諮問委員会委員	株式会社クボタ社外監査役
取 締 役 常務執行役員	阪 上 宏	電源機器事業統括	サンレックスリミテッド董事長 三社電機（広東）有限公司董事長
取 締 役	宇 野 輝	指名・報酬諮問委員会委員長	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学経済学研究科・経済学部特任教授（経済学博士） DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー
取 締 役	伊 奈 功 一	指名・報酬諮問委員会委員	株式会社クボタ社外取締役 一般社団法人中部産業連盟会長
監査役（常勤）	北 野 市 郎		株式会社三社ソリューションサービス監査役 株式会社三社電機イースタン監査役
監 査 役	榮 川 和 広		榮和法律事務所所長 株式会社エスケーエレクトロニクス社外取締役（監査等委員）
監 査 役	梨 岡 英 理 子		株式会社環境管理会計研究所代表取締役 梨岡会計事務所所長 同志社大学商学部講師（嘱託）

- (注) 1. 取締役宇野輝氏および取締役伊奈功一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、宇野輝氏および伊奈功一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役榮川和広氏および監査役梨岡英理子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、榮川和広氏および梨岡英理子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役梨岡英理子氏は、公認会計士および税理士の有資格者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額
 イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	145 (19)	107 (19)	38 (-)	- (-)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	20 (8)	20 (8)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	166 (27)	128 (27)	38 (-)	- (-)	12 (6)

- (注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第86期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）1名、ならびに社外監査役2名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は「連結営業利益率」であり、当事業年度における連結営業利益率の実績は2.1%であります。当該指標を選択している理由は、当事業年度の業績評価に関わる最重要経営指標としているためです。当社の業績連動報酬は、役職別の基準額に対して連結営業利益率に応じた係数を乗じて算定しております。

取締役の業績連動報酬の額は、指名・報酬諮問委員会において当事業年度の連結営業利益率に応じて審議し、取締役会に答申しております。取締役会は、同委員会の答申に基づき、取締役の業績連動報酬額を決定しております。

ハ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第74期定時株主総会において年間報酬限度額を3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の金銭報酬の額は、1993年6月28日開催の第59期定時株主総会において年間報酬限度額を4千万円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は1名）です。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2018年3月28日開催の取締役会において、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しております。当該決議については、2019年11月26日に任意の諮問機関として設置した指名・報酬諮問委員会において妥当性を確認しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

- ・当社の持続的な成長と中長期的企業価値の向上を目的として、経営理念およびグループビジョンに則した職務の遂行を最大限に促すとともに、業績向上への貢献意欲をさらに高める報酬制度とします。
- ・外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて健全なインセンティブが機能するよう、役職ごとの固定額とする基本報酬と業績連動報酬とで構成します。
- ・業務執行から独立した立場にある社外取締役、監査役（社内および社外）の報酬は、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみとします。

ホ. 役員の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の当事業年度の基本報酬は、「取締役報酬規程」において役職別に設定した固定報酬として、外部調査機関による役員報酬調査データを基に指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役の個別の報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長吉村元に決定を委任するものとし、代表取締役社長は株主総会で決議された報酬等の総額の限度額内において、指名・報酬諮問委員会の審議により答申された取締役の個別報酬額に基づき決定いたします。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ取締役の個別の報酬の決定を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認をしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬総額の限度額内において、監査役の協議により決定しております。

ヘ. 当事業年度にかかる報酬額の決定に関する事項

当事業年度にかかる報酬額の決定過程における指名・報酬諮問委員会の審議事項は、以下のとおりです。

- ・2020年2月26日：基本方針の確認、役員報酬水準・構成の妥当性確認
- ・2020年4月23日：役員報酬個別報酬額について
- ・2021年4月22日：2021年3月期における業績連動報酬支給について

なお、委員長および委員の全員が出席し、出席率は100%となりました。

また、当事業年度にかかる報酬額の決定過程における取締役会の審議事項は、以下のとおりです。

- ・2020年6月25日：取締役報酬について（2021年3月期の取締役報酬を決定）
- ・2021年5月7日：取締役に対する業績連動報酬の決定

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況は、「(1)取締役および監査役の状況」に記載のとおりです。

なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況と役割
取締役	宇野 輝	<ul style="list-style-type: none">・当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、多くの企業での経営者としての豊富な経験と知見を生かし、積極的な意見・提言を行っております。・指名・報酬諮問委員会の委員長として議事運営を行い、取締役等の指名、報酬について審議し、答申案をとりまとめるなど重要な役割を果たしております。
取締役	伊奈 功一	<ul style="list-style-type: none">・当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、日本を代表する自動車メーカーでの経営者として、また、技術者としての豊富な経験と知見を生かし、積極的な意見・提言を行っております。・指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	榮川 和広	<ul style="list-style-type: none">・2020年6月25日の就任後に開催された取締役会11回の全てならびに監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行うなど、重要な役割を果たしております。・工場ならびに国内子会社への往査を実施いたしました。
監査役	梨岡 英理子	<ul style="list-style-type: none">・2020年6月25日の就任後に開催された取締役会11回の全てならびに監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行い、重要な役割を果たしております。・工場ならびに国内子会社への往査を実施いたしました。・環境会計をはじめとするサステナビリティに関する見識を生かし、役員および管理職を対象としたSDGsに関する社内セミナーの講師を務めました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 金額には消費税を含めておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会社法第340条に定める場合に該当する会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である等その必要があると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を審議し株主総会に提案いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題のひとつとして認識し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、企業の安定的かつ継続的發展のために必要な資金を確保し、有効に活用していく所存であります。

なお、当期の期末配当金につきましては、上記の方針のもと、当期の業績および財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、取締役会において1株当たり10円とさせていただく旨を決議いたしました。この結果、中間配当5円と合わせて年間配当金15円となります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,594	流 動 負 債	4,806
現金及び預金	5,870	支払手形及び買掛金	2,220
受取手形及び売掛金	6,606	電子記録債務	191
電子記録債権	1,039	未払金	701
商品及び製品	2,464	未払費用	609
仕掛品	877	未払法人税等	138
原材料及び貯蔵品	1,507	賞与引当金	442
その他	283	製品保証引当金	50
貸倒引当金	△55	受注損失引当金	19
		その他	432
固 定 資 産	6,251	固 定 負 債	703
有形固定資産	5,282	リース債務	66
建物及び構築物	2,023	未払役員退職慰労金	388
機械装置及び運搬具	594	退職給付に係る負債	49
土地	2,090	繰延税金負債	153
リース資産	217	その他	46
建設仮勘定	80	負債合計	5,509
その他	274	純 資 産 の 部	
無形固定資産	156	株 主 資 本	18,879
のれん	36	資 本 金	2,774
その他	120	資 本 剰 余 金	2,698
投資その他の資産	812	利 益 剰 余 金	14,332
投資有価証券	46	自 己 株 式	△925
退職給付に係る資産	462	その他の包括利益累計額	457
繰延税金資産	168	その他有価証券評価差額金	11
その他	136	為替換算調整勘定	291
		退職給付に係る調整累計額	153
資 産 合 計	24,846	純 資 産 合 計	19,336
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,846

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	19,436
売上原価	15,027
売上総利益	4,408
販売費及び一般管理費	3,992
営業利益	416
営業外収益	6
受取利息	2
受取配当金	14
受取賃料	7
売却電収	23
補助金の収	19
その他費用	73
営業外費用	4
支払利息	15
デリバティブ評価損	24
為替差損	5
その他	49
経常利益	441
特別利益	171
固定資産売却益	171
税金等調整前当期純利益	612
法人税、住民税及び事業税	140
法人税等調整額	△25
当期純利益	497
親会社株主に帰属する当期純利益	497

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,543	流 動 負 債	3,952
現金及び預金	2,933	買掛金	2,079
受取手形	384	リース債務	44
売掛金	4,226	未払金	612
電子記録債権	842	未払費用	375
商品及び製品	1,368	未払法人税等	78
仕掛品	654	前受り金	36
原材料及び貯蔵品	848	賞与引当金	265
前払費用	53	製品保証引当金	340
未収入金	130	受注損失引当金	43
関係会社貸付金	100	その他の	19
その他	0	固定負債	56
固 定 資 産	8,512	固 定 負 債	555
有形固定資産	4,684	リース債務	32
建築物	1,641	未払役員退職慰労金	388
機械及び装置	95	繰延税金負債	84
車両及び運搬具	496	退職給付引当金	12
工具器具及び備品	1	資産除去債務	37
土地	221	負債合計	4,507
リース資産	1,998	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	148	株 主 資 本	15,536
無形固定資産	80	資 本 金	2,774
借地権	95	資 本 剰 余 金	2,698
ソフトウェア	93	資 本 準 備 金	2,698
投資その他の資産	3,732	利 益 剰 余 金	10,989
投資有価証券	46	利 益 準 備 金	325
関係会社株式	1,004	その他利益剰余金	10,663
関係会社出資金	426	建物圧縮積立金	26
関係会社貸付金	1,984	土地圧縮積立金	301
前払年金費用	222	別途積立金	3,400
その他	48	繰越利益剰余金	6,935
資 産 合 計	20,055	自 己 株 式	△925
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11
		その他有価証券評価差額金	11
		純 資 産 合 計	15,547
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,055

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	13,824
売上原価	11,200
売上総利益	2,623
販売費及び一般管理費	2,380
営業利益	242
営業外収益	
受取利息及び配当金	237
受取賃貸料	10
受取ロイヤリティ	22
売電収入	7
その他の	7
営業外費用	
支払利息	1
為替差損	12
その他の	1
経常利益	511
特別利益	
固定資産売却益	169
税引前当期純利益	681
法人税、住民税及び事業税	67
法人税等調整額	△9
当期純利益	623

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社 三社電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 毅 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 下 晋 平 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三社電機製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三社電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社 三社電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 毅 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 下 晋 平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三社電機製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、意見を表明するとともに、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

株式会社 三社電機製作所 監査役会

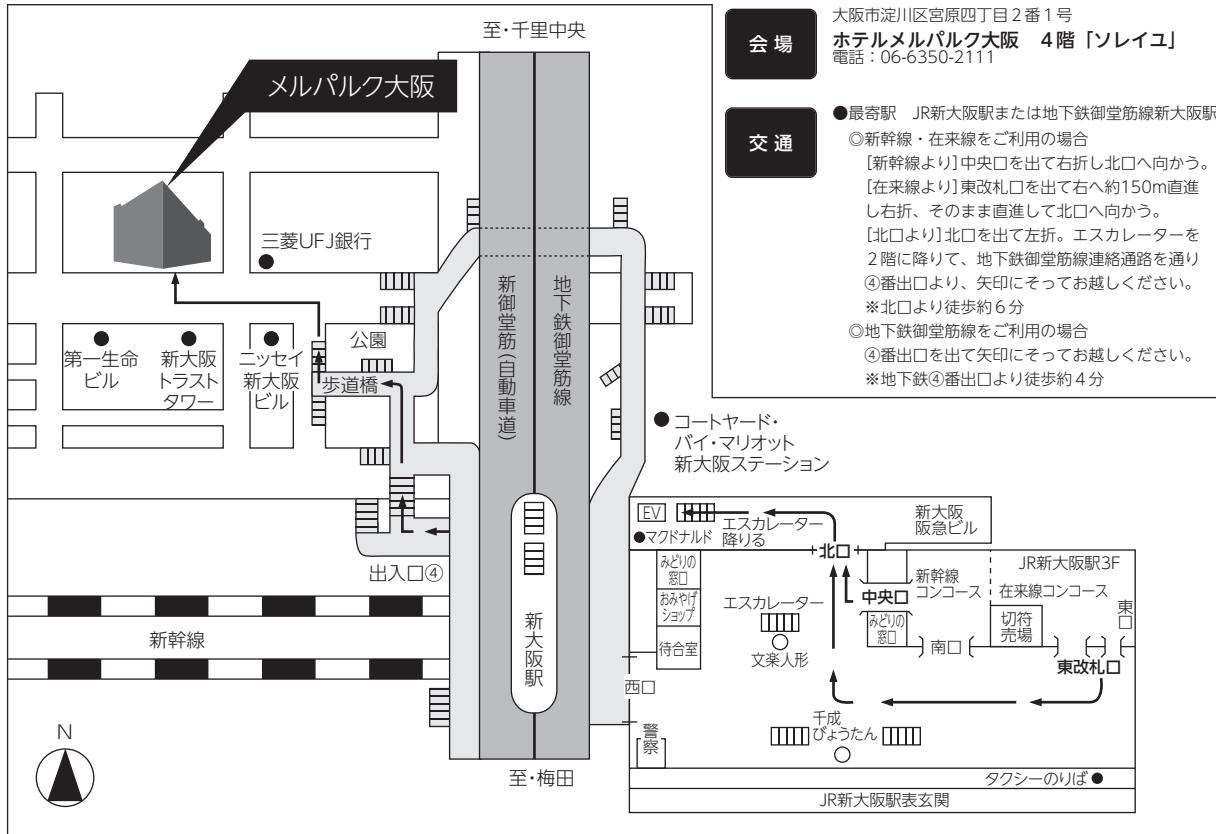
常勤監査役 北 野 市 郎 ㊟

社外監査役 榮 川 和 広 ㊟

社外監査役 梨 岡 英 理 子 ㊟

以 上

第87期定時株主総会 会場ご案内略図



※お車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

※昨年より株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 三社電機製作所



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。